

論 説 評

「21世紀をめざす教育」については2編の論説が寄せられているが、その内容は21世紀になると物質文明が隆盛をきわめ、科学技術をはじめ社会・経済も著しく発達する。したがって教育もそのような社会に生きるべき諸能力の育成をめざし、各種教育器機が広範に導入され一段と量・質ともに拡大される。反面精神文化は沈滞し、人間性喪失の危険が多くなるため、教育の目標、内容・方法の全般にわたり人間性回復への配慮が現在以上に重視されねばならないということが論じられている。いずれも空想的な未来論ではなく、かなりの正確さで予測し得ることだとして論じていることが注目される。

「教育の現代化について」の3編の論説は、多くの教育問題を提示している。例えば学制改革の問題、全人教育の徹底、ティーチング・マシン、コンピューターを始めとする教育器機の導入、能力開発、集団指導と個別指導、マス・メディアの活用等に。いずれも今後じゅうぶん検討すべき問題であろう。全体を通してみると教育器機の活用という教育工学的発想が共通点としてみられ、その他の問題においても「21世紀をめざす教育」の論説と軌を一にしている点は注目される。極端な見方をすれば「教育の現代化」という名のもとに「21世紀をめざす教育」の一部がすでに実践に移されつつあるとさえ思われる。

「教育の使命感」に関する論説2編のうち1編の「教員生活に思う」は、筆者自身の体験に基づき、教師として考え、なさねばならぬことが述べられ、諸君に多くの示唆を与えるであろう。

また、他の1編「教師の使命感」は、この問題にまっ正面から取り組んだ力作と思われる。特に教師の使命について述べたあと、皇至道教授の教師の理想像に基づいて、筆者が五点をあげ考察している部分は、まさに問題の核心をついたもので、大いに熟読が興味するに足るものと思われる。

なお、本論説は前述のごとく問題の本質に鋭く迫るものであるため、論説の中には今後検討すべきいくつかの問題点を含んでいると思われる。

例えば、筆者は使命感の培養方法について「為政者および教育行政担当者が（教師の待遇を改善し）情熱を喚起させる起爆力となる外的要因をつくり出すことに他ならない。」と強調している点である。この点に関し筆者が使命感をもたれ、過去にその実績を残されているのは周知の事実であり、そうであればこそ、教師の使命感を高揚しようとする立場にある種のいきどおりさえ感じ、「するがための使命感の高揚」とさえ言わしめたものと思われる。もちろん教育の本質を自覚して主体的に教育を向上させようとする立場と、外的要因によって教育向上をさせようとの立場があり、この二つの立場が相まってこそ所期の効果が期待できるものでありから、教師の使命感の高揚のみをとることは妥当ではあるまい。このことはまた、使命感の高揚をとる一つの論拠となることを意味すると思われる。本来「大衆」は本能にもた英知をもっているものと思うが、古くはデモンカ先生の問題、最近においては教師のサラリーマン化の問題等が、世間一般はもちろむのこと教育者においても盛んに論議されているのは、一般大衆こそこの問題の解決をのぞんでいる証拠ではないだろうか。

教員の特別手当や宿日直等の問題において教師の待遇が徐々にではあるが改善されようとしている現在、さらに大きな視野から多面的に考察し得ないであろうか。

また筆者は、学校経営、学校管理の名のもとに教師の自主性が束縛されており、教師の良心と良識に基づいた自主性と自由がなければならぬと ILO の「教師の地位に関する勧告」の第 8 章の条項を引用して述べている。ここで言う束縛している事実とは何であるか、良心と良識とか何か、自主性・自由はどんなものであるか、あるいは勧告そのものは教育行政上どのような意味をもつものかなどについて今後もさらに検討を要する問題であろう。ちなみに、筆者が利用したと思われる前記勧告の第 61 項と第 63 項の全文を次に掲載し検討資料の一部にしたい。

第 61 項

教職者は、職責の遂行にあたって学問上の自由を享受するものとする。教員は生徒に最も適した教具および教授法を判断する資格を特に有しているので、教室には、教材の選択および適用、教科書の選択ならびに教育方法の適用にあたって、承認された計画のわく内で、かつ、教育当局の援助を得て、主要な役割が与えられるものとする。

第 63 項

いかなる指導監督制度も、教員の職務の遂行に際して教員をこ舞し、援助するよう計画されるものとし、また教員の自由、創意および責任を減殺しないようなものとする。

(栃木県教育委員会「教員の地位に関する勧告」(仮訳)より)

最後に「教師はいりまでもなく教育労働者である。」という点について疑問を感じる。元来「教師は労働者である。」という考えは教師の倫理綱領(日教組制定)によるものであることは周知の事実であるが、この考え方について森戸辰男氏は「何がよい教師か」(小学校時報 68 年 1 月号)という論文の中で「ここに言う教育労働者とは不用意に理解されるように単なる働くものでも労働者でもない。それはマルクス主義でいうプロレタリアを意味する」とのべ、また姫路工業大学大柴衛教授は「これからの教職観」(月刊教育ジャーナル 68 年 2 月号)の中で、「教育労働者」をきわめて狭く解釈し、資本家に対する、資本家によって搾取される生産労働者と解することは明らかに不当であり、労働者の意味を多少広く解しても、教師の倫理綱領の考え方は少しマルクスの階級闘争的なにおいが感じられないでもないとし、時代はすでに新しい教職観を必要としていることを説いている。(前掲書 P8~9 より)さらに名古屋大学大西誠一郎教授は「教職観と教師の専門的力量」(月刊ジャーナル 68, 2 月号)の中で「教師は労働者である」について単なる資本家と労働者の関係(ギブ・アンド・テークの関係)では教師の地位と役割はとらえられず雇用者一被雇用者の関係(対行政機関への関係)のほかに児童生徒に対する関係を考えねばならぬことを説いている。要するに「教師は労働者である」との考え方については、大いに研究が必要であると考えられる。

おわりに、応募された 7 つの論説はいろいろな意味において各種の示唆を与え問題を提起してくださった応募された各位に対して深甚な謝意を表わしたい。